

株式分割に関する基準日設定公告

平成26年11月14日

株主各位

大分県大分市西鶴崎1丁目7番17号
株式会社 アメイズ
代表取締役社長 穴見保雄

当社は、平成26年11月10日開催の取締役会において、平成26年12月1日（月曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成26年11月30日（日曜日）と定めましたので公告いたします。ただし平成26年11月30日が株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成26年11月28日（金曜日）となります。

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成26年12月下旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 平成26年12月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成26年11月14日午前00時00分から午前14時30分まで

2. 公告中断内容

公告アドレスが間違っていたため、および当社ホームページ上で公告ファイル名が自動変換されていたため